

コロナ禍における私立高校生の学びを保障し私立高校の教育環境整備を  
図るため、私学助成増額・拡充を求める意見書

今日、全国では約3割の高校生が私立高校で学んでおり、私立高校は公立高校と同様に公教育の場として大きな役割を果たしている。

令和2年度より私立高校生への就学支援金制度が拡充され、年収590万円未満世帯に上限396,000円の支援金が支給されることになった。これにより新潟県では年収590万円未満世帯の授業料無償がほとんどの私立高校で実現した。

しかしながら、就学支援金制度の対象が授業料のみに限定されているため、入学金や施設設備費の保護者負担は残されている。また、年収590万円を超える世帯では就学支援金が118,800円にとどまっており、学費の負担が一気に増える。本県においては国と県の学費支援を受けても、年額約18万円から約47万円の負担が残される。5,650円の入学金負担のみの公立高校と比べ、学費の公私間格差は依然として大きな開きがある。とりわけ、新型コロナウイルス感染症の拡大が懸念され、失業や倒産などの経済不況が県民生活を脅かす中、私立高校の保護者へ学費負担が重くのしかかり家計を圧迫している。子どもたちが学費の心配なく学校で学ぶことができるよう、学費の公私間格差の是正が強く望まれる。

また、新潟県では全教員に占める専任教員の割合は、公立高校では約8割を占めているが、私立高校ではその割合が約6割にとどまっているのが現状である。私立高校の経常経費に対する助成が不十分であることがその一因と考えられる。私立高校は、「建学の精神」に基づく特色ある教育を推進し、学校独自の教育の伝統を継承しているが、そうした教育を受け継いでいくためには専任教員の存在が不可欠である。専任教員増を図るため、経常経費に対する助成の一層の増額が求められる。

政府及び国会におかれては、コロナ禍における私立高校生の学びを保障し私立高校の教育環境整備を図るため、下記の事項について特段の措置を講じられるよう要望する。

記

- 1 私立高校生への就学支援金制度を施設設備費も対象にし、年収590万円を超える世帯への支援金を増額するなど、制度の拡充を行うこと。
- 2 私立高校入学金への新たな助成措置を講ずること。
- 3 私立高校への経常経費に対する助成を増額すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月30日

新潟県村上市議会

提出先

内閣総理大臣 菅 義偉 殿

財務大臣 麻生 太郎 殿

総務大臣 武田 良太 殿

文部科学大臣 萩生田 光一 殿

衆議院議長 大島 理森 殿  
参議院議長 山東 昭子 殿